大 村 市 農 業 基 本 計 画

平成 30 年 3 月

大　　村　　市

はじめに

我が国の農業は、農業者の減少や高齢化、担い手不足など厳しい状況が続いています。

国においては、農業を産業として強くしていく政策と、国土の保全といった多面的機能を発揮させるための政策を両輪に、農業所得の増大等に取り組んでいます。

大村市においても持続可能な農業を実現し、市民の皆様に新鮮で安全・安心な農産物を提供するとともに、農地の多面的機能を将来にわたって発揮できるよう、農業の振興に向けた取組を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、大村市における今後 5 年間の農業振興の方向性を示すため、平成 25 年 3 月に策定した「大村市農業基本計画」の見直しを行いました。

今後はこの計画の実現に向け、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら積極的に施策を推進してまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました大村市農業基本計画審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

大村市長　園田　裕史

目　　次

第１章　計画の策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第１節　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・　１
第２節　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・　２
第３節　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　農業の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第１節　農業の現状　・・・・・・・・・・・・・・・　３
１　農業産出額及び農業経営について・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）農業産出額　・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）農産物有人直売所の現状　・・・・・・・・・・・・・・・　４
（３）農業経営について　・・・・・・・・・・・・・・・　５
２　農業者について　・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）総農家数　・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）年齢別農業就業人口　・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）新規就農者及び離農者　・・・・・・・・・・・・・・・　８
３　農地について　・・・・・・・・・・・・・・・　９
（１）耕地面積　・・・・・・・・・・・・・・・　９
（２）経営耕地面積　・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（３）耕作放棄地　・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（４）農家１戸当たりの面積　・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（５）農地の利用集積　・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（６）農業生産基盤の保全について・・・・・・・・・・・・・・　１３
（７）農地の基盤整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・　１４
４　鳥獣被害について　・・・・・・・・・・・・・・・　１５
第２節　現行計画の評価　・・・・・・・・・・・・・・・　１６
第３節　農業者の意向　・・・・・・・・・・・・・・・　１７
第４節　市内食品関連業者の意向　・・・・・・・・・・・・・・・　１９
第５節　農業の課題　・・・・・・・・・・・・・・・　２０
１　農業産出額等について　・・・・・・・・・・・・・・・　２０
２　農業者について　・・・・・・・・・・・・・・・　２０
３　農地について　・・・・・・・・・・・・・・・　２１
４　鳥獣被害について　・・・・・・・・・・・・・・・　２１

第３章　基本目標及び政策体系　・・・・・・・・・・・・・・・　２２

第１節　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・　２２
第２節　政策体系　・・・・・・・・・・・・・・・　２３
基本目標１　農業所得の向上　・・・・・・・・・・・・・　２４
基本目標２　農業者の育成　・・・・・・・・・・・・・　３０
基本目標３　農地の保全と有効活用　・・・・・・・・・・・・・　３４

第４章　推進体制と数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
１　関係者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
２　数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に「大村市農業基本条例」を制定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に「大村市農業基本計画」を策定し、この計画の将来像である「ともに支え合う食と健康と活力ある農業」を目指して取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、農業者の高齢化や若年層の減少、耕作放棄地の増加のほか、先行きの不透明なＴＰＰやＥＰＡ等の影響など、様々な問題を抱えています。

このような状況の中、国は「食」と「地域」の再生を図るため、「産業政策」と「地域政策」を 2 本柱とする新たな「食料・農業・農村基本計画」を平成 27 年 3 月に公表しました。

また、県は平成 28 年 3 月に「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指す「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が策定しました。

以上のことを踏まえ、農業の持続的な発展や豊かで住みよい地域社会の実現等を図るため、平成 28 年 10 月に策定した第 5 次大村市総合計画や、併せて国や県の方針・計画と整合を図りつつ、「大村市農業基本計画」の見直しを行います。

なお、ＴＰＰ及びＥＰＡについては、本計画策定時点において影響等が明確になっていないことから、今後の国の動向や対策を見極めながら適切に対応してまいります。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、第５次大村市総合計画及び大村市農業基本条例に基づき実施される本市の農業･農村に関する施策を計画的に推進するための指針として位置づけるものです。

基本計画の位置づけとイメージ

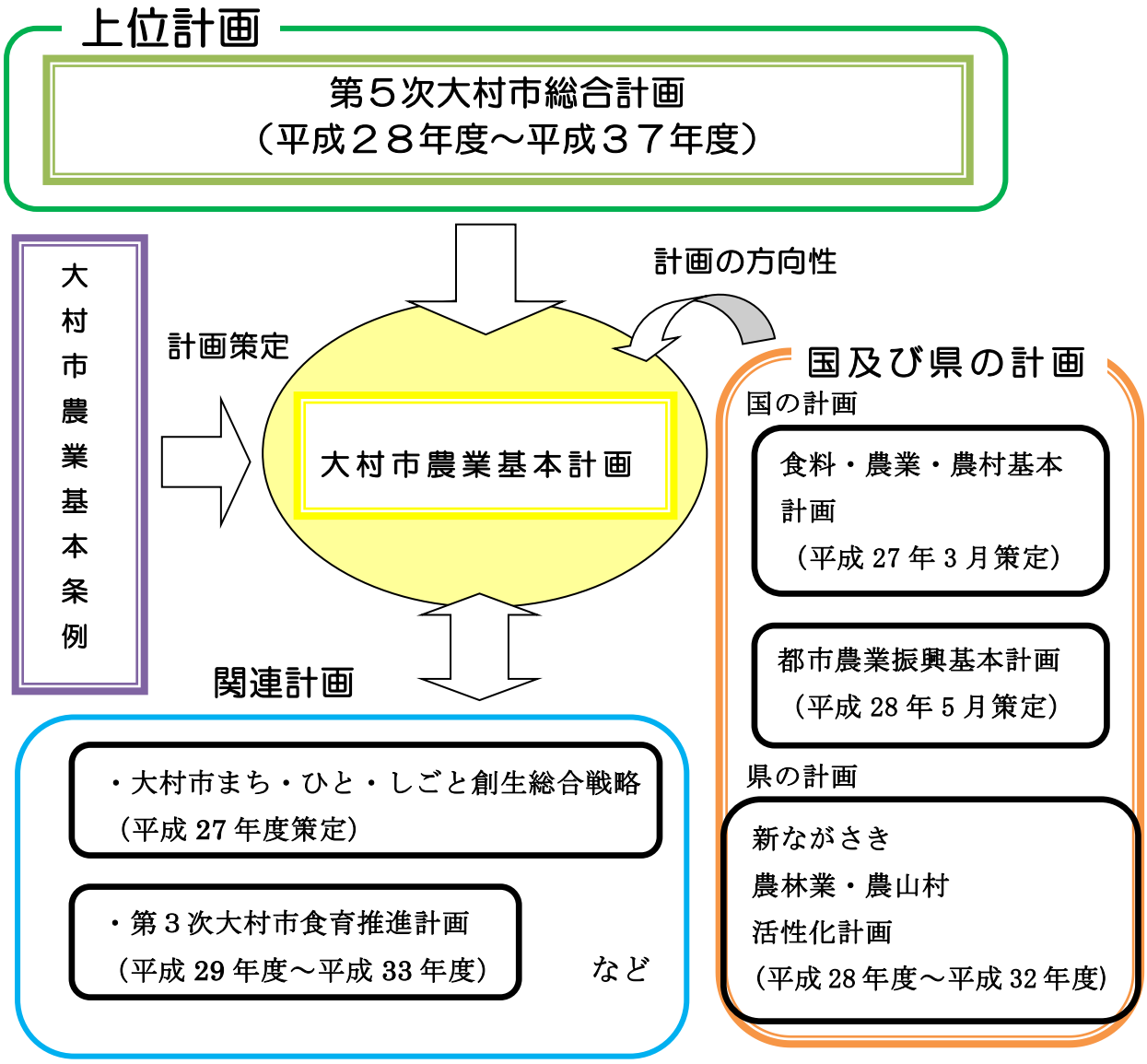

第３節　計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年に策定した計画の見直しであるため、目標年度は変更せず、平成 30 年度から平成 34 年（2022 年）度までの 5 か年とします。

ただし、急激な社会経済状況の変化や国の農業政策の大きな変化等、基本計画の見直しが必要と判断される場合は、適切に対応していきます。

第２章　農業の現状と課題

第１節　農業の現状

１　農業産出額及び農業経営について

（１）　農業産出額

農業産出額について、長崎県においては、露地野菜や花き、肉用牛等の伸びにより、近年は増加傾向で推移しています。

本市においては、平成 27 年の農業産出額は約 65 億円で、ほぼ横ばいで推移しています。

産出額の上位は肉用牛、いちご、米、みかん、トマトとなっており、構成比は国、県と比べて野菜や果実の割合が高く、米を除く穀類の割合が低くなっています。

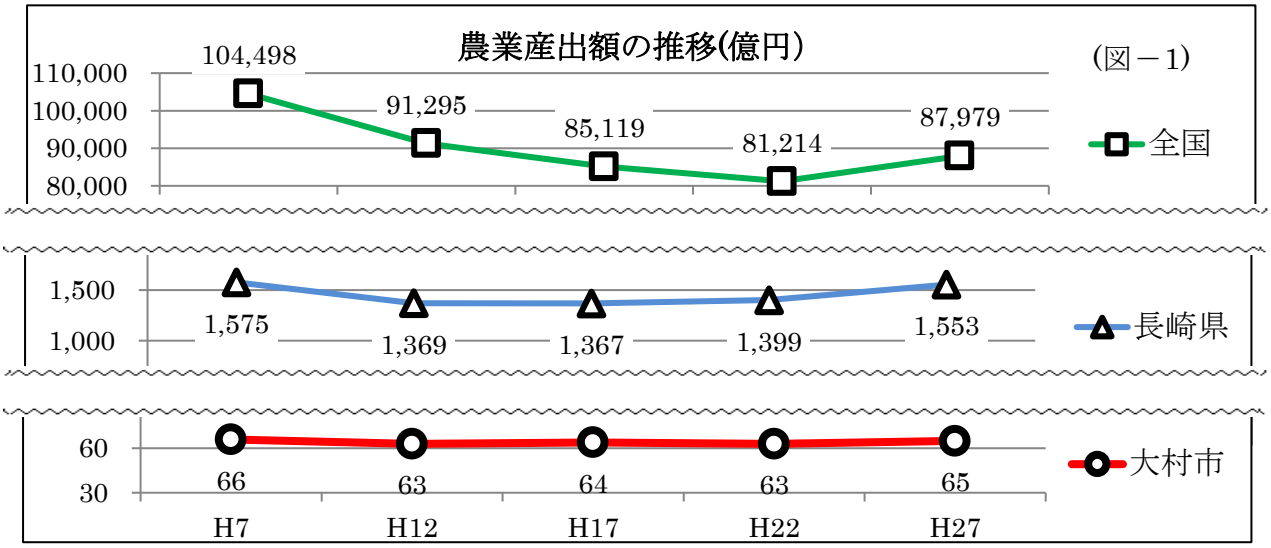

資料：大村市データ・生産農業所得統計

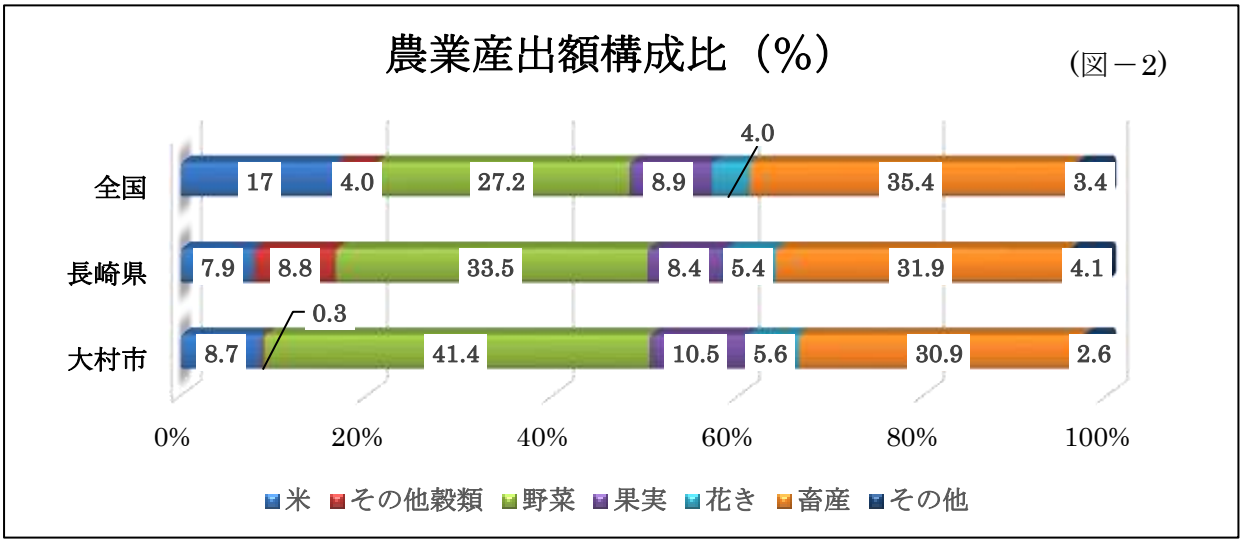

資料：大村市データ・生産農業所得統計

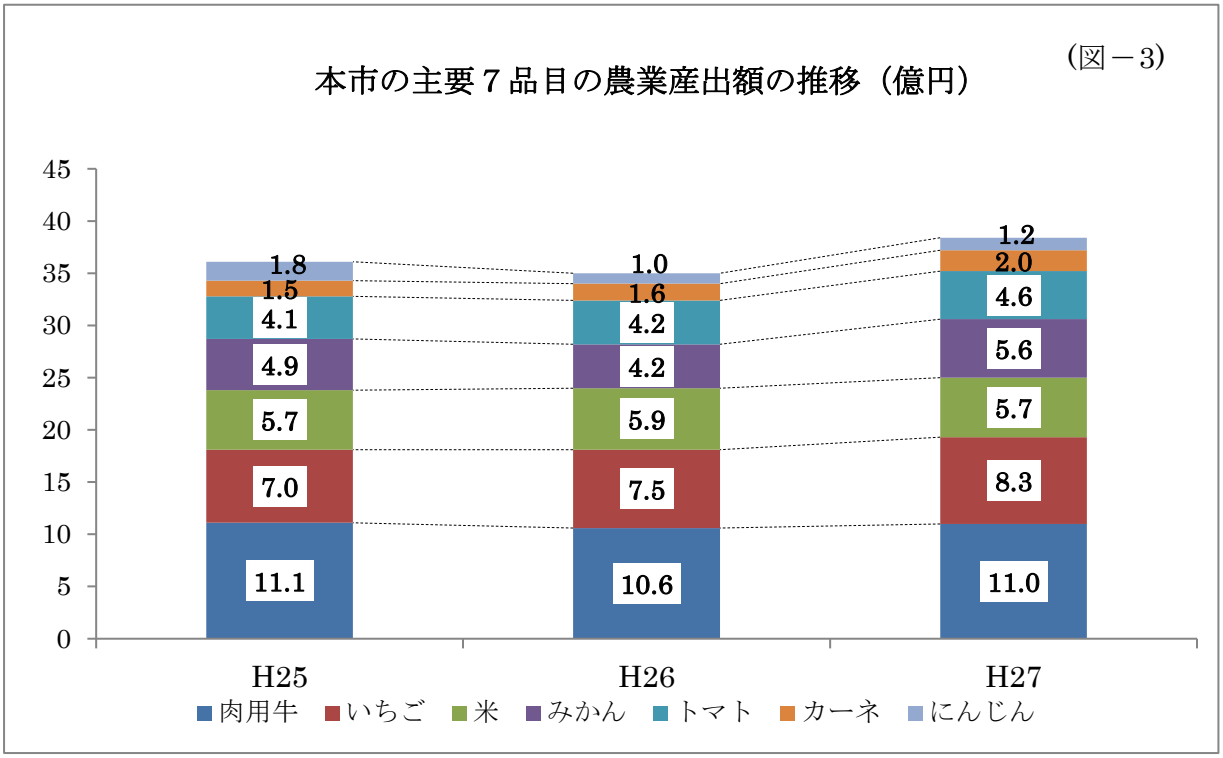

資料：大村市データ

（２）　農産物有人直売所の現状

有人直売所は平成 27 年度において、市内に 6 か所あり、その販売推計額は約 7 億 7 千万円で、平成 21 年度と比較すると増加傾向にあります。

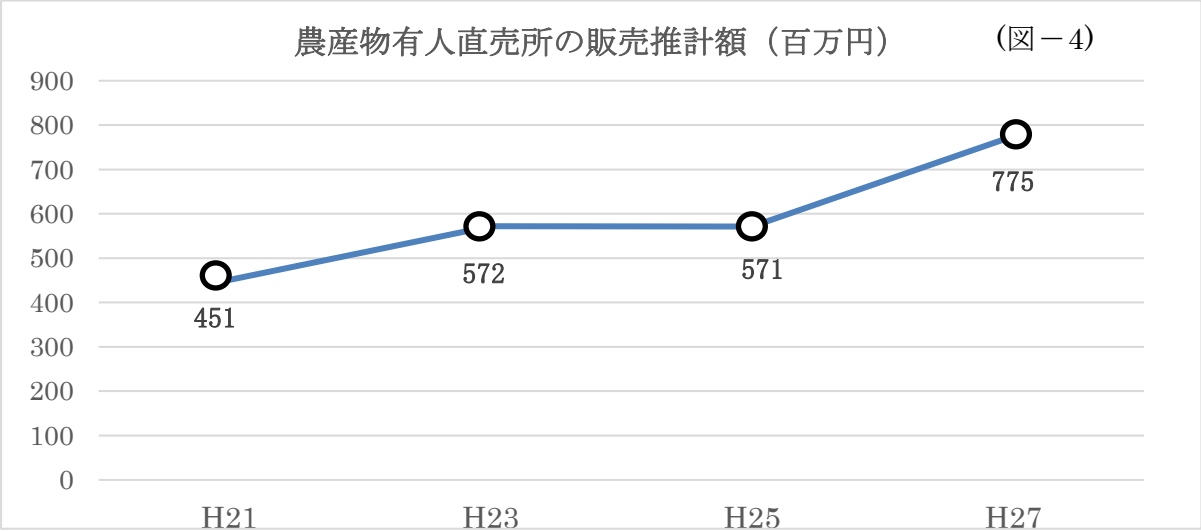

資料：大村市データ

（3）　農業経営について

平成 25 年の全国主業農家※1 の平均農業所得が 505 万円であり、長崎県全体における認定農業者※2 の平均農業所得は、450 万円です（全国平均の 89%）。

大村市における平成 27 年の平均農業所得は、441 万円であり、400 万円未満が 60%を超える状況です。

これは、長崎県全体の平成 25 年の実績と比べ、やや下回る結果となっています。

○農業所得の比較

（表－1）

		農業所得階層（万円）				
		400 未満	400～599	600～999	1,000 以上	計
全国	H27 全世帯の平均所得（万円）	－	－	－	－	546
	H25 主業農家の平均農業所得（万円）	－	－	－	－	505
長崎県	H25 認定農業者数（戸）	3,200 (54.2%)	1,600 (27.1%)	850 (14.4%)	250 (4.3%)	5,900
	H25 1 戸あたり農業所得（万円）	260	470	730	1,800	450
大村市	H27 認定農業者数（戸）※法人経営除く	155 (62.8%)	59 (23.9%)	29 (11.7%)	4 (1.6%)	247
	H27 1 戸あたり農業所得（万円）	284	444	664	1,167	441

資料：国民生活基礎調査の概況、新ながさき農林業・農山村活性化計画
大村市データから推計

※1　主業農家　農業所得が主（農業所得の５０％以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している６５歳未満の世帯員がいる農家

※2　認定農業者　農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人

２　農業者について

（１）　総農家数

総農家数については、平成 17 年と平成 27 年を比較すると全国では 2,848 千戸から 2,155 千戸へ 24.3%減少、長崎県全体は 44,415 戸から 33,802 戸へ 23.9%減少と、近隣市町を含め、全国的に農家数が減少しています。

本市においても、1,711 戸から 1,459 戸へ 14.7%減少しており、販売農家数も同様に 1,167 戸から 938 戸へ 19.6%減少しています。

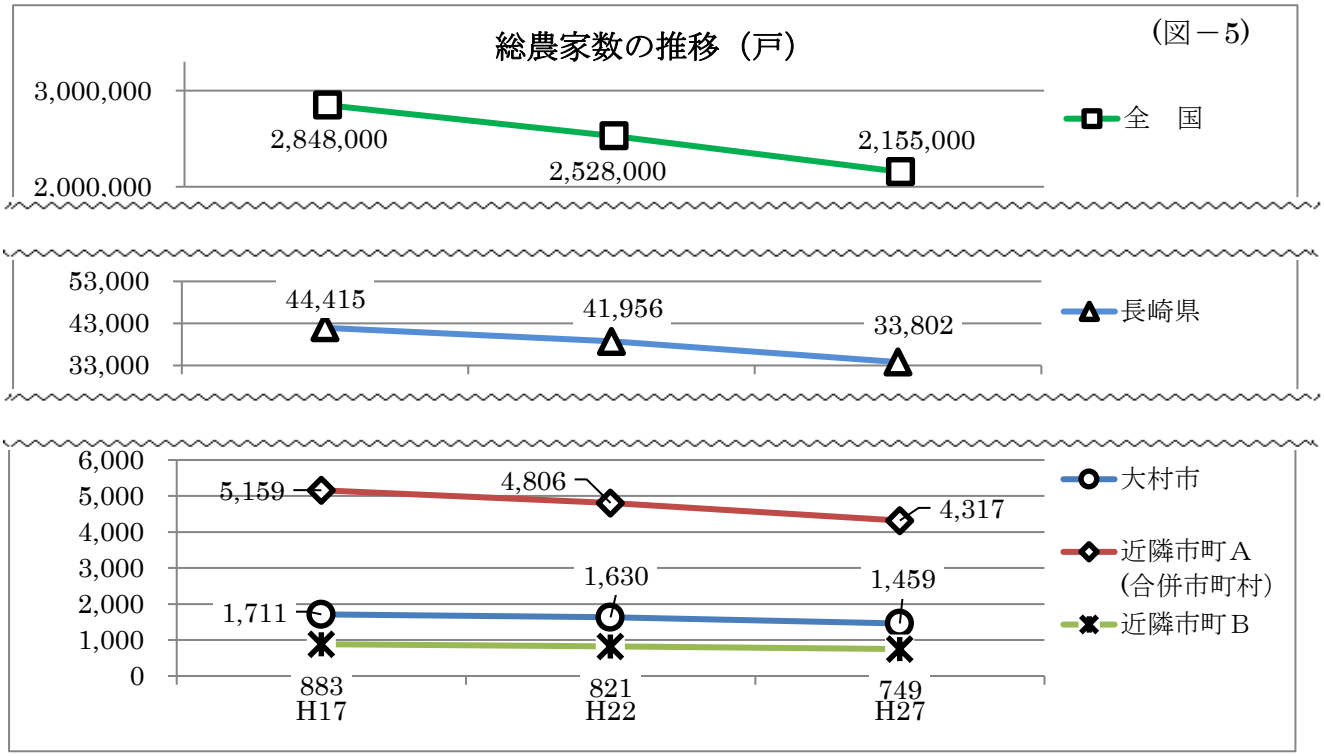

資料：農林業センサス

総農家数の内訳

(図－6)

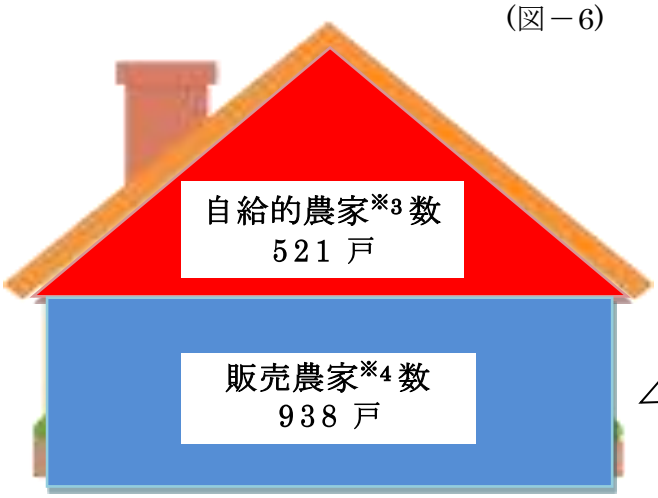

(図－7)

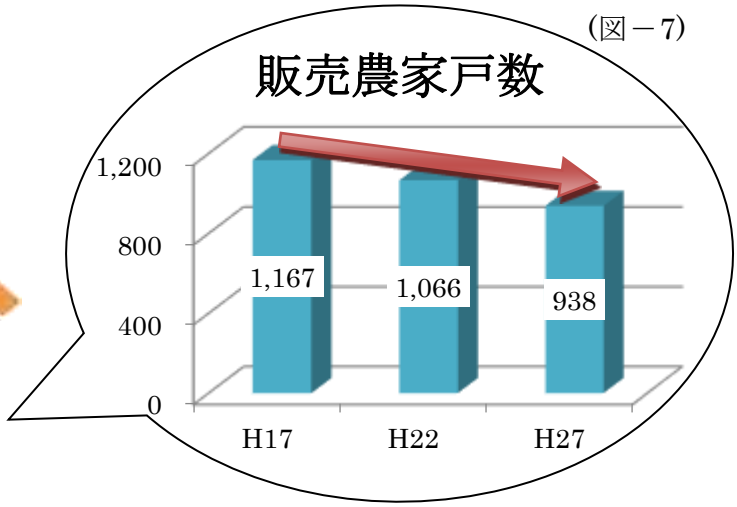

※３　自給的農家　経営耕地面積 30ａ未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

※４　販売農家　経営耕地面積 30ａ以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家

（２）　年齢別農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)

本市の販売農家の農業就業者の平均年齢は、平成 17 年の 62.3 歳から平成 27 年の 66.4 歳と高齢化が進んでいます。

特に、農業の将来を担う若手農業者が減少しており、39 歳以下を見ると 10 年間に 130 人以上減少し、平成 27 年には 87 人となり、減少率は 60%を超えています。

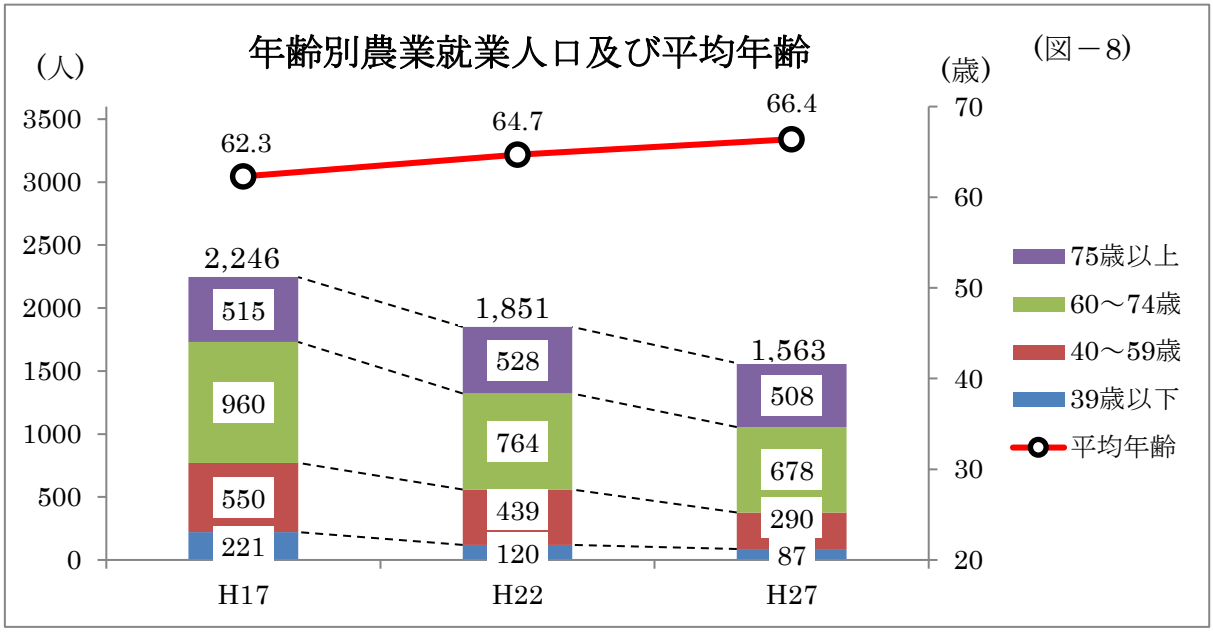

資料：農林業センサス

下記のピラミッドグラフにおいて、全体に占める 65 歳以上の農業者数の割合は、平成 17 年において 54.9%であるのに対し、平成 27 年においては 62.9%と、こちらのグラフでも、農業者の高齢化がうかがえます。

また、平成 17 年に比べて、平成 27 年は更に痩せ型になっている状況であり、特に女性の農業就業人口が減少しています。

(図－9)

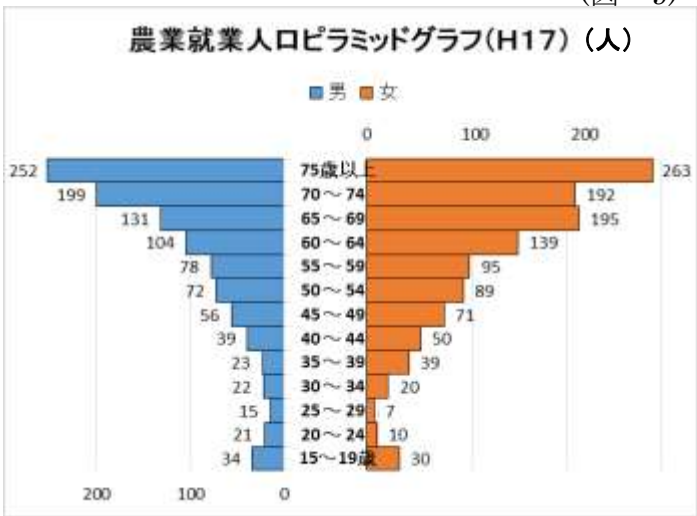

(図－10)

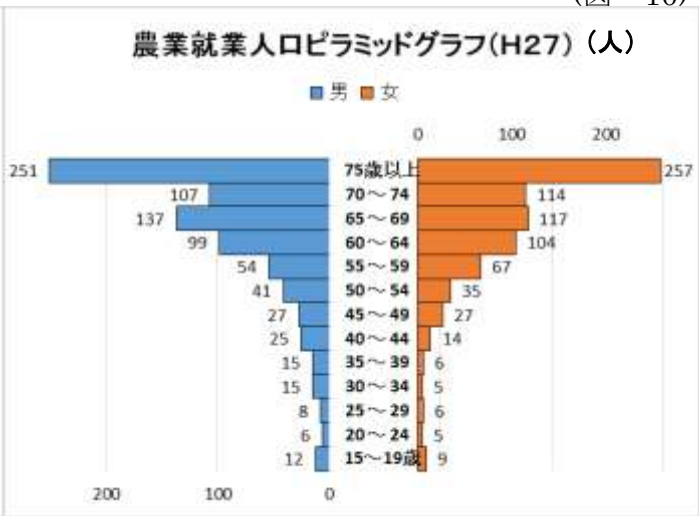

資料：農林業センサス

下記の表とグラフは、平成 17 年を基準として年代別に就業人口の動きを追ったものです。

15～24 歳の世代は、平成 17 年から平成 22 年にかけて、多くの人が離農しており、若者の就農定着の難しさがうかがえます。

また、15～39 歳までの農業者数において、10 年間で男性は、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、女性は減少率が 30%を超えており、39 歳以下の女性農業者の離農が進んでいます。

年代別の就業人口の動き

(表－2)　単位：人

H17での年代	H17	H22	H27
A（15～19歳）	64	14	14
B（20～24歳）	31	18	20
C（25～29歳）	22	17	21
D（30～34歳）	42	41	39
E（35～39歳）	62	52	54
男性	115	86	90
女性	106	56	58
合計	221	142	148

(図－11)　単位：人

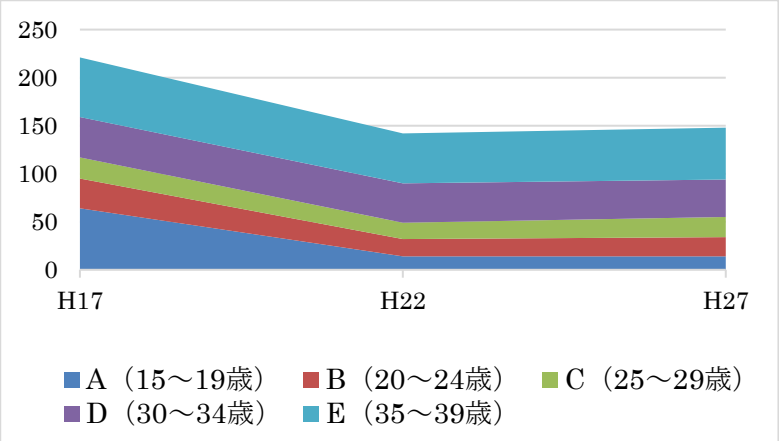

資料：農林業センサス

（3）　新規就農者及び離農者

平成 17 年から平成 27 年までの年間の累計は、新規就農者が 57 名であるのに対し、販売農家の世帯員数の減少は 1,766 名と、単純に計算すると 1,709 名の農業者が減少しています。

(図－13)

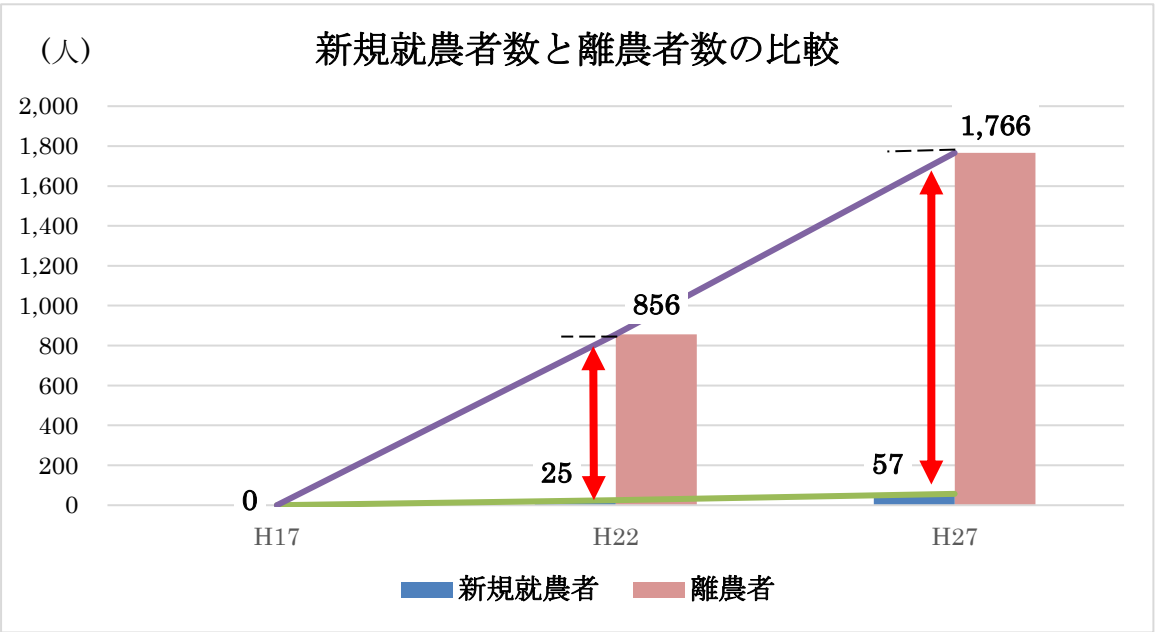

資料：農林業センサス、大村市データ

３　農地について

（１）　耕地面積

本市における耕地面積※5は、年々減少しており、ここ 10 年間でみると、田と比べて畑の減少率が高くなっています（田 △7.6%、畑 △16.5%）。

特に、本市の主要な農産物であるトマト、きゅうり及び人参の栽培が盛んな農業振興地域外において、宅地化等の影響により、農地※6が減少しています。

近年は、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が成立する等、都市農業が安定的に継続できる環境整備等が必要となってきています。

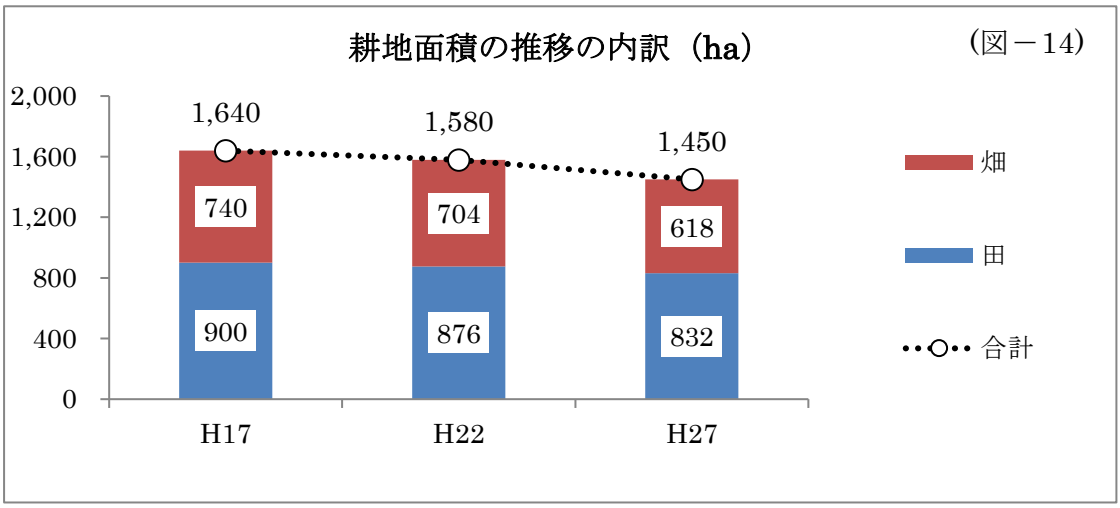

資料：耕地及び作付面積統計（農林水産省）

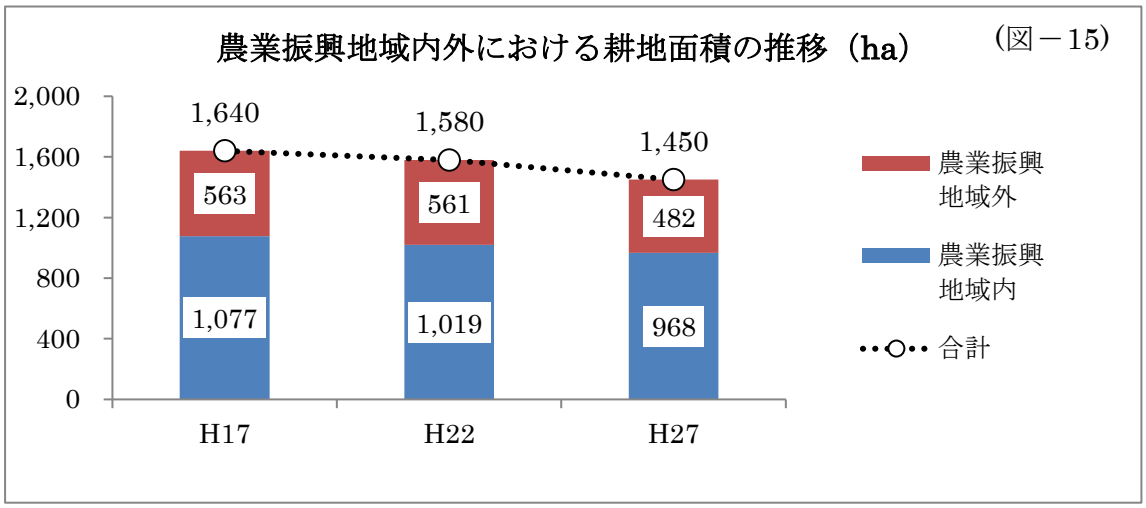

資料：大村市データ

※５　耕地面積　農作物の栽培を目的とする土地の面積で、けい畔（はん）（田畑の端にあって、通行、施肥、保水等、田畑本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分）を含む。

※６　農地　耕作の目的に供される土地（農地法第２条に基づく）

（2）　経営耕地面積

本市の経営耕地面積※7は、平成 17 年（1,191ha）から平成 27 年（969ha）までの 10 年間で 222ha 減少しており、減少率は長崎県全体の 13.2%を上回る 18.6%となっています。

なお、減少率の内訳は、田が 20.0%、畑が 16.7%、樹園地が 17.0%となっています。

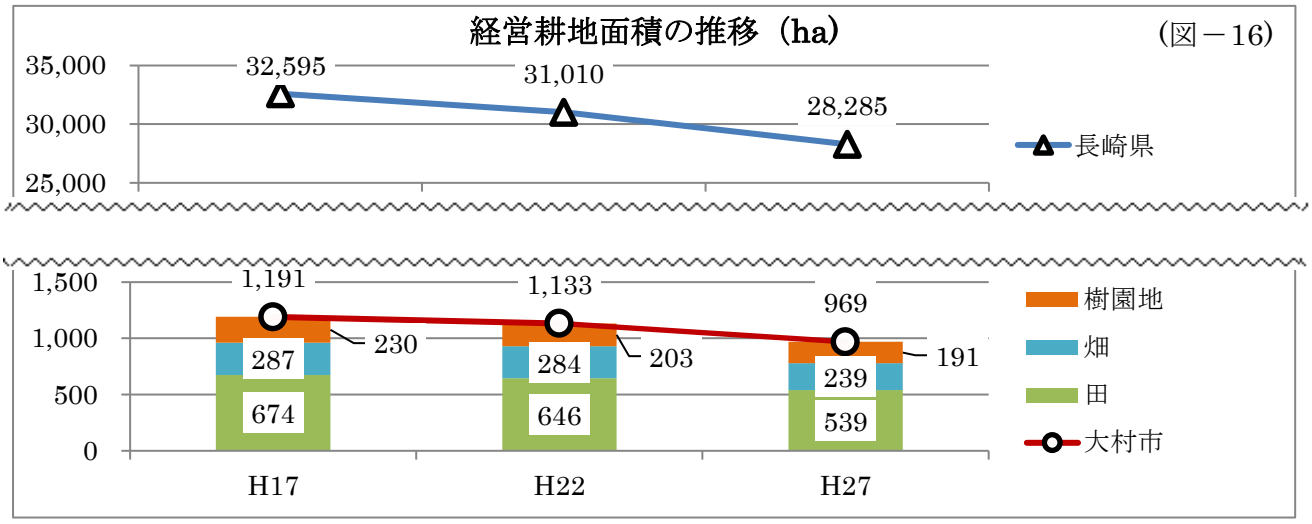

資料：農林業センサス

（3）　耕作放棄地

本市の耕作放棄地は、年々増加してきており、平成 27 年は 242ha で、経営耕地総面積に対する耕作放棄地面積の割合は 23.0%となっています。

県平均を下回っているものの、全国平均の約 2 倍となっており、特に、傾斜地等、耕作条件の悪い中山間地域に多く発生している状況です。

また、耕作放棄地は、病害虫等の発生源やイノシシ等の有害鳥獣の生息範囲の拡大要因になる等、農村の景観や環境の保全にも悪影響を及ぼしています。

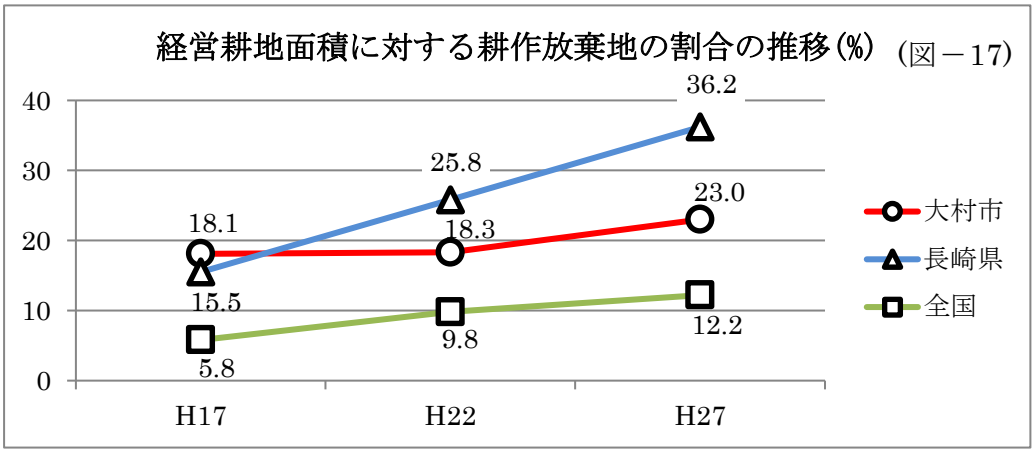

資料：農林業センサス

※7　経営耕地面積　農業経営のために耕作して農作物をつくる土地の面積。30a 以上等の農業経営の要件を満たす耕地面積。

（4）　農家１戸当たりの面積

農家（総農家戸数及び販売農家戸数）及び農地（耕地面積及び経営耕地面積）が平成 17 年からの 10 年間でそれぞれ減少しているものの、農家１戸当たりの面積は、ほぼ横ばいで推移しています。

(図－18)

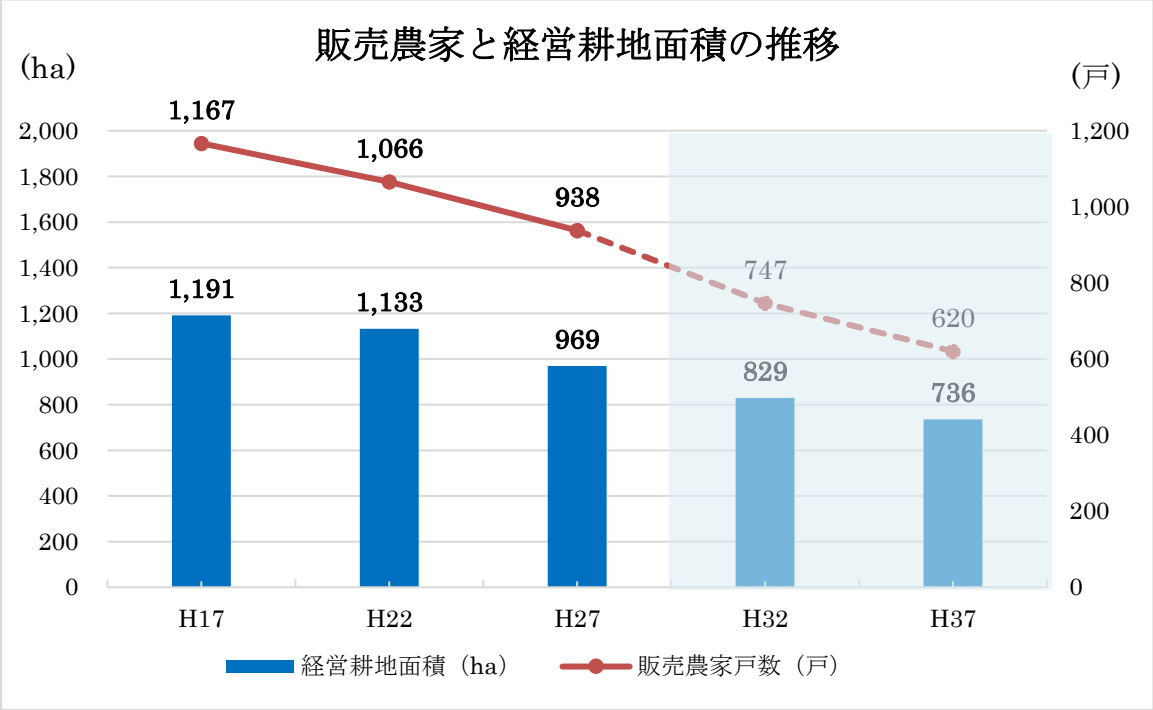

資料：農林業センサス

※H32 年、37 年は推計値（参考：県の減少トレンド予測から）

(表－3)

	H17 年	H22 年	H27 年	H32 年	H37 年
耕地面積（ha）	1,640	1,580	1,450	1,242	1,103
総農家戸数（戸）	1,711	1,630	1,459	1,163	969
1 戸当たり面積（ha）	0.96	0.97	0.99	1.07	1.14
経営耕地面積（ha）	1,191	1,133	969	829	736
販売農家戸数（戸）	1,167	1,066	938	747	620
1 戸当たり面積（ha）	1.02	1.06	1.03	1.11	1.19

資料：農林業センサス

※H32 年、37 年は推計値（参考：県の減少トレンド予測から）

（５）農地の利用集積

農地利用集積面積※8は、平成 27 年度の実績が 35.5ha となっており、平成 17 年度の 13.7ha と比較すると、約 2 倍以上の農地の利用集積が進んでいます。

これは、平成 26 年度から開始した「農地中間管理事業※9」による効果が大きく寄与しています。

今後、優良な農地を維持し、耕作放棄地の発生を防止するためには、意欲ある農業者への早期の農地利用集積が必要となっています。

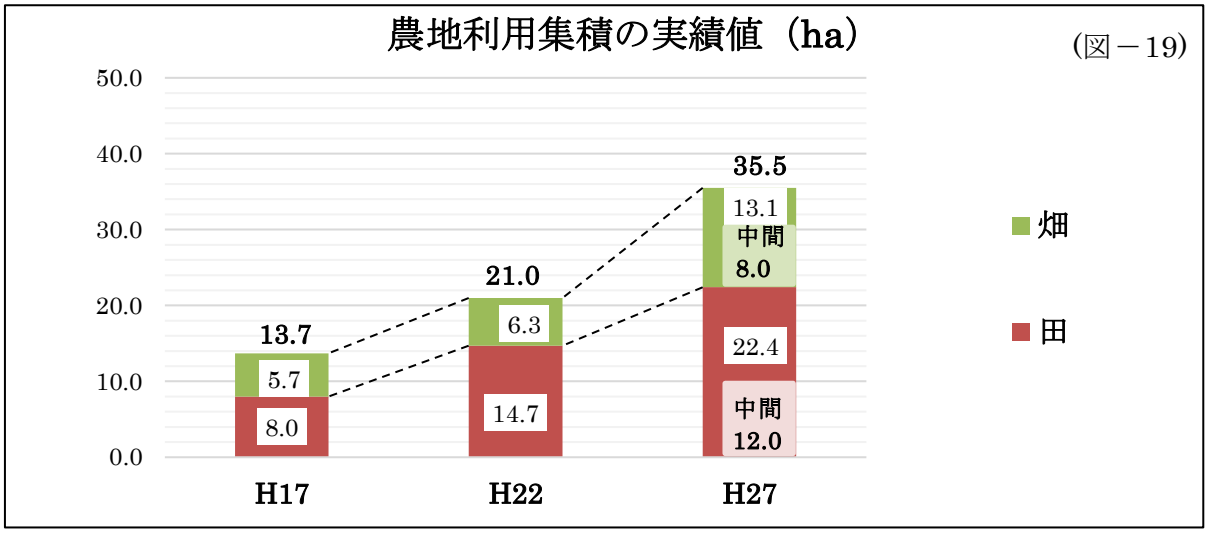

資料：大村市農業委員会データ・大村市データ

※８　農地利用集積面積　　ある特定の農業経営体が、農地を「所有」、「借入」、「農作業受託」により利用している面積。

※９　農地中間管理事業　　公的機関である中間管理機構が仲介役となり、意欲ある農業者への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるための事業

（６）農業生産基盤の保全について

農業生産基盤は、集落や地域単位での活動、公共事業等により、維持・保全に努めてきましたが、近年は、高齢化や後継者不足の影響により、耕作放棄地が増加し、集落の維持・管理が行き届かず、水路や農道の老朽化も進んでいます。

こうした状況の中、中山間地域等直接支払制度※10や多面的機能支払交付金※11といった国の補助事業を活用して、それぞれの集落が活動組織を設立し、農業生産基盤の維持・改修を実施しています。

中山間地域等直接支払制度は平成 12 年から 1 期を 5 年として開始し、現在 4 期目に入っており、平成 27 年度における取組活動組織は 43 組織です。

多面的機能支払交付金は平成 26 年度からそれまでの旧農地・水保全管理交付金を見直し・拡充して実施しており、平成 27 年度における活動組織数は 25 組織となっています。

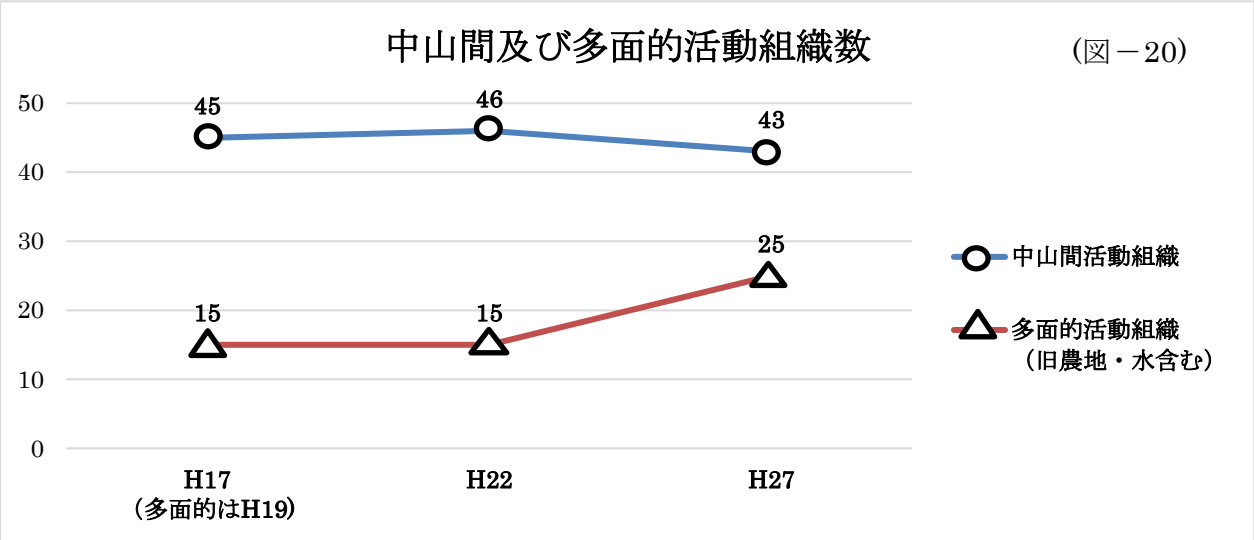

資料：大村市データ

多面的機能支払交付金の活動風景（Ｕ字溝の設置）

※１０　中山間地域等直接支払制度　　農業生産条件の不利な中山間地域等において、特定の条件を満たした集落等を単位に、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度

※１１　多面的機能支払交付金　　水路、農道、ため池等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金

（7）農地の基盤整備事業

農地の基盤整備※12事業は、昭和38年から平成14年までにかけて実施し、全体で76か所、受益面積は約665haとなっています。

内訳として、北部地域が39か所、受益面積305.4haと最も多く、次いで南部地域の29か所、受益面積223ha、中部地域の1か所、受益面積108.3ha、中南部地域の7か所、受益面積28.5haの順となっています。

水田を中心に基盤整備を行い、水田については概ね整備が完了したことなどから、平成15年以降、基盤整備事業は実施していませんでしたが、近年、農地の保全や生産性の向上等を図るため、畑地を中心に基盤整備の必要性が高まってきています。

鈴田地区のみかん園

基盤整備された農地

※１２　基盤整備　　既成の水田・畑等の農地において、作業環境や労働生産性を向上させるため，農業生産基盤を計画的に整備すること。

４　鳥獣被害について

有害鳥獣のうち、捕獲頭数は平成 25 年と平成 27 年を比較すると、イノシシが大きく増加しており、全体的にも増加傾向にあります。

また、農作物被害額のうち、イノシシによる被害が全体の 9 割以上を占めており、全体の被害額も年々増加しています。

なお、近年、市街地へもイノシシ等の有害鳥獣が出没している状況です。

（単位：頭、羽）

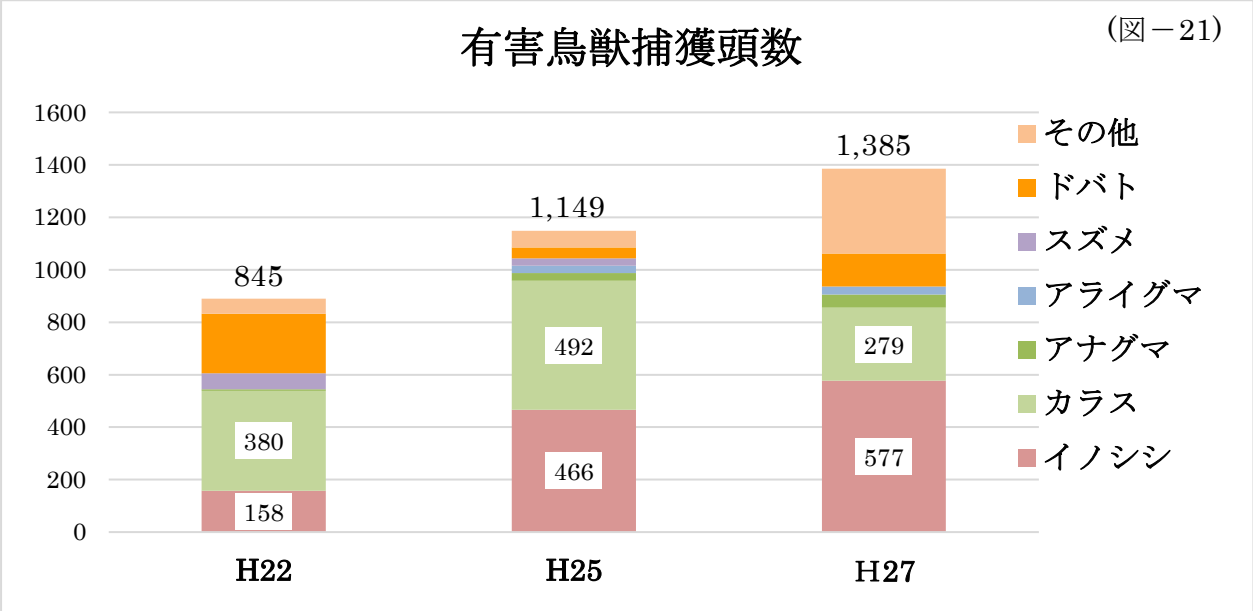

資料：大村市データ

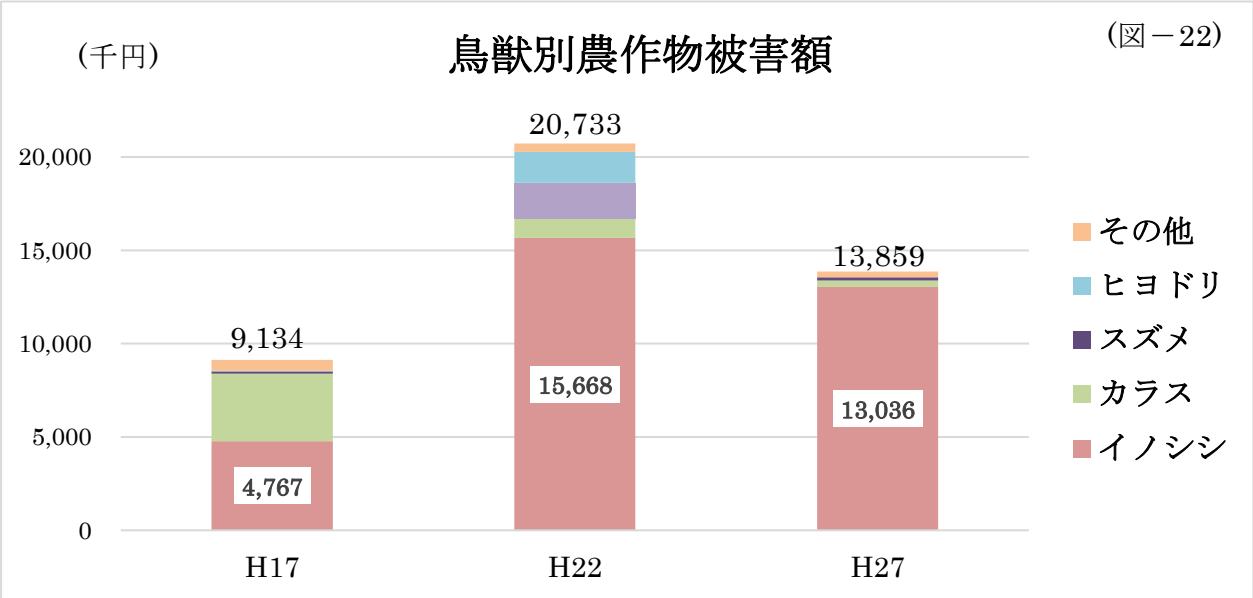

資料：大村市データ

第２節　現行計画の評価

農業及び農村に対する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 25 年 3 月に策定した「大村市農業基本計画」における平成 28 年度の施策進捗状況については、以下のとおりです。

○現行計画の施策進捗状況一覧

基本施策	指　　標	基準 (平成 22 年度)	平成 ２８年度	目標 (平成 29 年度)	達成率
食の安全・安心の確保	①GAP※13 取り組み農家数	732 戸	1,294 戸	1,413 戸	91.6%
地産地消の推進	②大村産農産物の使用率（食品関連事業所）	66 %	75%	76%	98.7%
生産性の向上	③農業生産額	63 億円	65 億円	63 億円	104.8%
担い手の育成	④担い手数（５０才未満）	258 人	180 人	217 人	82.9%
	⑤新規就農者数	25 人	51 人	45 人	113.3%
農地の保全と有効活用	⑥経営耕地面積	1,231ha	969ha	1,211ha	80.0%
	⑦農地のあっせん面積	3ha	39ha	25ha	156%
収益性の高い農業経営	⑧農業所得 600 万円以上を目指す認定農業者	39 人	39 人	57 人	68.4%
自然と共存する農村の実現	⑨鳥獣による農作物被害額	2,000 万円	1,591 万円	1,000 万円	41.9%※
都市交流型農業の推進	⑩農業体験参加人数	１万２千人	２万７千人	２万４千人	112.5%

※の箇所は減少値の達成率を記載。

平成 28 年度の実績において、8 つの基本施策に関する指標 10 項目のうち、4 つの項目が達成され、残りの 6 項目については、達成が難しい状況となっています。

達成した主な要因としては、肉用牛、施設園芸等の伸びによる農業生産額の維持、農業経営チャレンジ事業等新規就農者への支援の効果があったものです。

未達成の項目については、予想以上に農業者や経営耕地面積の減少が急速に進んだこと、有害鳥獣の個体数が年々増加していることが主な要因です。

※１３　GAP　（Good Agricultural Practice:農業生産工程管理）の略語で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

第３節　農業者の意向

市内の認定農業者を対象とするアンケート調査の結果の抜粋は、以下のとおりです。

※平成 29 年 9 月に実施

認定農業者 216 名に配布し、116 件を回収（回収率：54%）

①大村市の農業の特徴・強み（複数回答可）

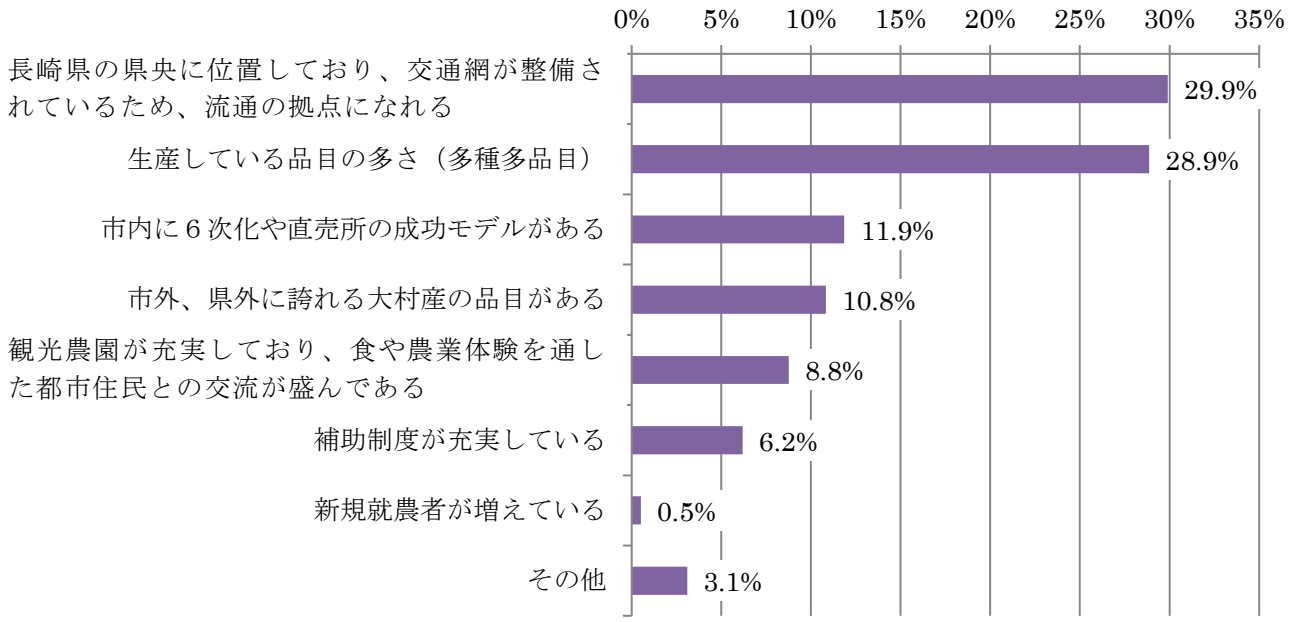

②大村市の農業の課題・弱み（複数回答可）

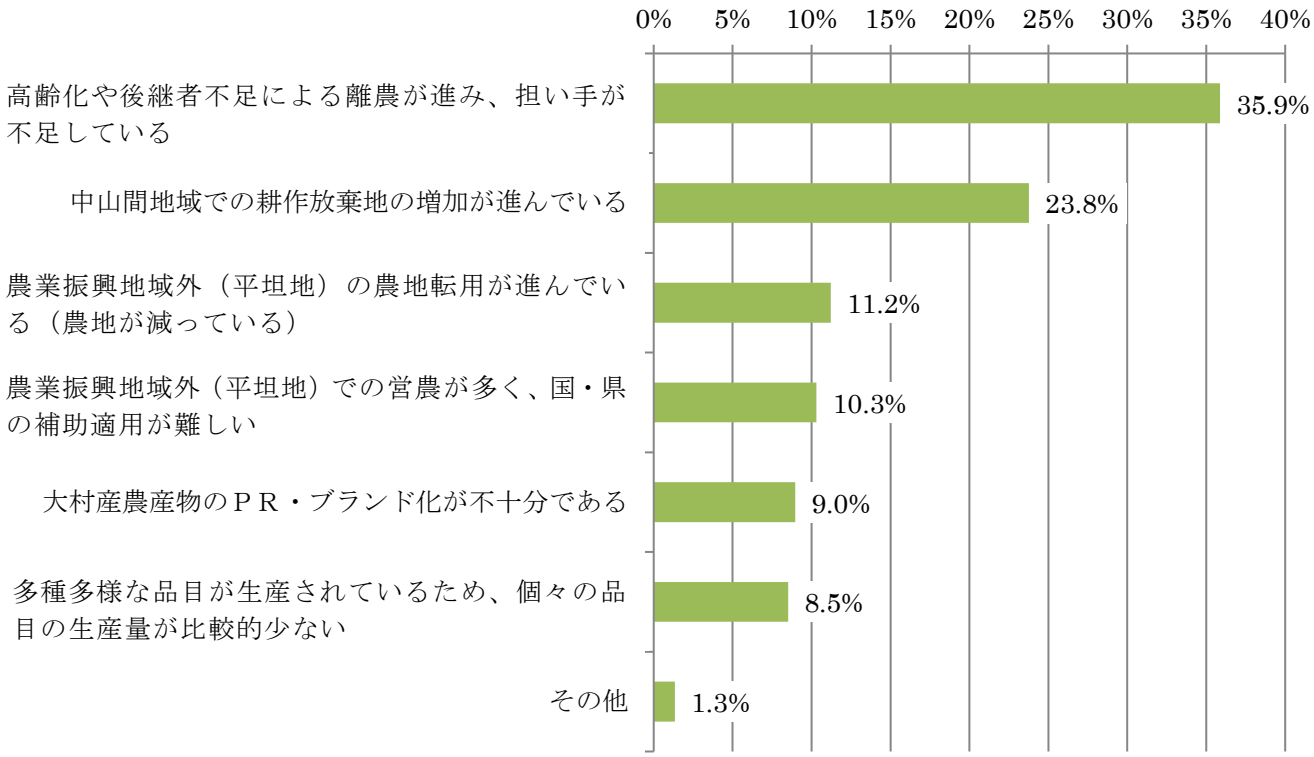

③行政（国・県・市）に期待している役割（複数回答可）

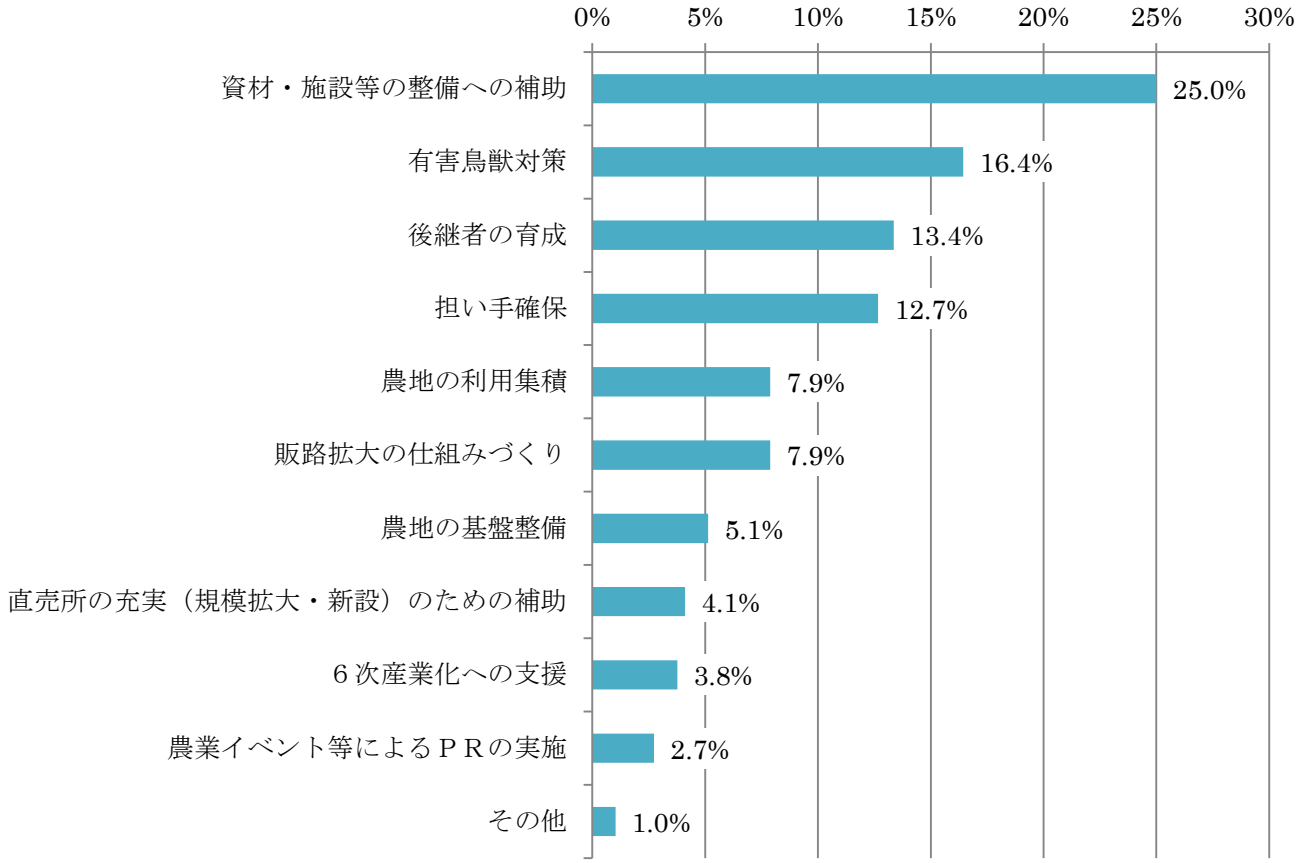

④その他大村市の今後の農業への意見（抜粋）

○交流の場を多く作り、経営の活性化を図る必要がある。
○週末にボランティアを募る等、市民が農業に関心をもつ機会を創出してほしい。
○平坦地は相続税が高く、経営をそのまま引き継ぐのが厳しい状況である。
○新規就農者等の若者が離農しないためのシステムを考えてほしい。
○東京等の大都市では、有機・無農薬野菜や減農薬野菜の需要があるため、空港の利便性を生かした流通・販売システムを民間団体と連携して構築してほしい。
○新規就農者だけではなく、20 代から 50 代の農家がしっかり儲からなければ、減っていく農家の方が多くなる。
○既存の人材派遣センターだけではなく、農業にあった雇用システムを構築してほしい。
○中山間地域において、耕作放棄地が増加しているため、地元住民と協議しながら何らかの対策を急いでほしい。

第４節　市内食品関連業者の意向

市内の食品関連業者を対象とするアンケート調査の結果の抜粋は以下のとおりです。

※平成 29 年 10 月に実施

食品関連業者 143 社に配布し、53 件を回収（回収率：37%）

①大村産農産物の使用

1．使用している：75%

2．使用していない：25%

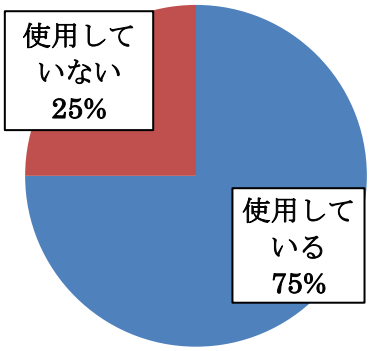

②大村産農産物を使用していない理由

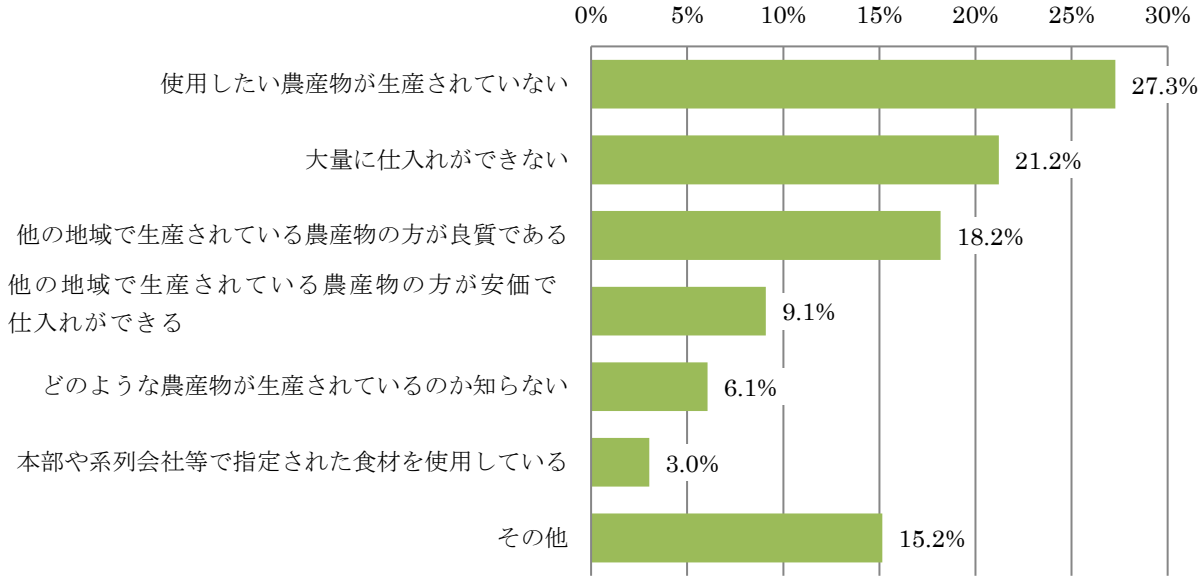

③その他・意見（抜粋）

○多種多様な農産物が手軽に仕入れできれば、積極的に使いたい。

○地元の野菜を中心に使用するようにしているが、時期によっては入手できない場合があり、気持ち的にはオール大村産にしたいが、通年では厳しい状況である。

○飲食店を経営しているが、地産地消を目指すと、仕入れ価格が高くなり、採算が合わなくなるので、難しい。

○青果店を営んでいるが、青果市場にあまり商品が集まらなくなっている。

○大村産の品物が、市内のどこで販売されているのか分からない。

第５節　農業の課題

１　農業産出額及び農業経営に関する課題

◎農作業の効率化

⇒農業者人口は年々減少しており、１戸当たりの経営耕地面積も増える見込みであるため、今より少ない時間と労力での栽培技術等の導入を目指す必要がある。

◎農産物の高品質化・６次産業化※14

⇒農業所得向上のため、農産物の更なる高品質化や、農産物の６次産業化等に取り組み、他産地との差別化を図る必要がある。

◎農産物の販路拡大

⇒農業所得向上のため、本市の主要品目を中心に、販路の拡大を図る必要がある。

◎地元農産物のＰＲ

⇒近年、農産物有人直売所の販売額も伸びており、市民の新鮮な地元農産物への需要は高まっている。

　こうした状況を踏まえ、農業イベントの開催による地元農産物のＰＲや農業体験等を活かして、農業者と消費者が交流できる機会を創出し、更なる地元農産物の購入促進を図る必要がある。

２　農業者に関する課題

◎新規就農者の確保と継続的な支援

⇒農業者人口が減少しているため、個人・団体を問わず、新たに農業をやりたい人材を発掘し、継続して農業ができる環境づくりを図る必要がある。

◎農業者の育成・経営力強化

⇒認定農業者をはじめとする意欲ある農業者を積極的に支援し、経営感覚に優れた人材を育成する必要がある。

◎組織的な農業の推進とリーダーの育成

⇒農業者の高齢化による生産力の低下を防ぐため、集落や地域で組織的な農業を推進する必要があり、また、組織の中心となる人材も併せて育成する必要がある。

※１４　６次産業化　農林水産物の生産だけでなく、食品加工（第２次産業）、流通、販売（第３次産業）にも農林水産業者が主体的かつ総合的に関わること

３　農地に関する課題

◎耕作放棄地の発生防止及び解消

⇒経営耕地面積における耕作放棄地の割合が、年々増加しているため、発生防止及び解消を図る必要がある。

◎平坦地における優良農地の保全

⇒施設園芸や露地野菜等が盛んな平坦地の農地において、市の人口増加に伴い、宅地化が進行しているため、農地の保全を図る必要がある。

◎農地の利用集積

⇒認定農業者等の意欲ある農業者の規模拡大のため、高齢化等に伴い、リタイア・規模縮小した農業者等の農地の集積を図る必要がある。

◎農地の基盤整備

⇒農作業の効率化等を図るため、傾斜地等の耕作条件の良くない農地の基盤整備を推進する必要がある。

４　鳥獣被害に関する課題

◎鳥獣被害対策

⇒農業経営に大きな影響を与える鳥獣被害を抑制及び防止するため、捕獲対策をはじめとして、市と地元住民、関係機関とが連携した防止対策の実施を図る必要がある。

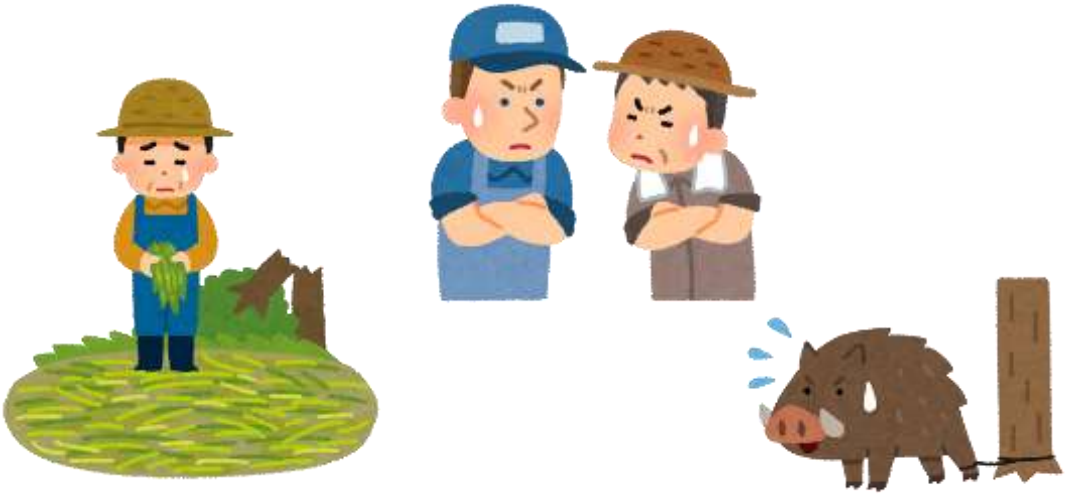

第３章　基本目標及び政策体系

第１節　基本目標

大村市の農業の現状と課題を踏まえ、将来の農業振興に向けて、次の３つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

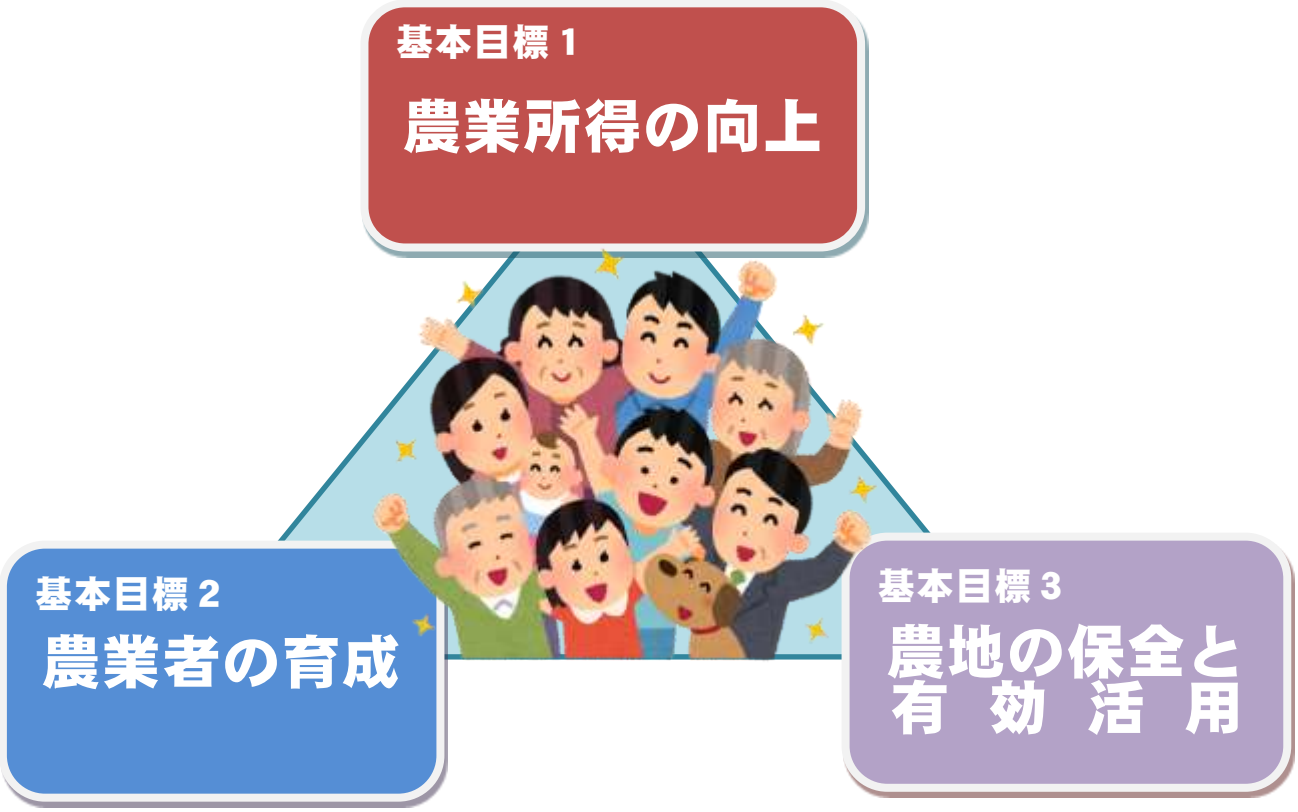

これからの農業は、農業所得の向上を図るために、省力化機械の導入や施設園芸の複合環境制御技術をはじめとするスマート農業の導入により、作業の効率化や生産性の向上を図ることが必要です。あわせて、農産物のブランド化※15や販路拡大、６次産業化への取り組み等を推進します。

また、農業に関するイベントやグリーン・ツーリズム※16のほか、農産物直売所を有効に活用する等、農業者と消費者が交流する機会を創出し、地元農産物の消費拡大に繋げます。

農業者については、規模拡大を目指す意欲ある農業者を支援しながらも、新規就農者の確保、企業参入の促進等、新たな農業者の確保に努めます。

農地については、都市部や山間部といった、それぞれの地域の実情に沿った基盤整備を進めながら、耕作放棄地の解消をしつつ、必要な利用集積を図り、農地の有効活用に繋げます。

※１５　ブランド化　　ブランドとして認知されること。その銘柄が独自の価値をもつこと。
※１６　グリーン・ツーリズム　　農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々。

第２節　政策体系

本市の特性や現状及び課題を踏まえ、３つの基本目標を達成するために、１０の基本施策を設け、その実現に向け取り組みます。

基本目標１　農業所得の向上

- 基本施策１－１　生産量及び収益性の向上
- 基本施策１－２　農産物のブランド化と販路拡大
- 基本施策１－３　６次産業化の推進
- 基本施策１－４　農業体験等による農産物のＰＲ

基本目標２　農業者の育成

- 基本施策２－１　新規就農者の確保
- 基本施策２－２　認定農業者の育成
- 基本施策２－３　集落営農の推進

基本目標３　農地の保全と有効活用

- 基本施策３－１　農業生産基盤の保全及び強化
- 基本施策３－２　農地の利用集積
- 基本施策３－３　有害鳥獣対策の推進

基本目標１
農業所得の向上

基本施策１－１　生産量及び収益性の向上

農業にかかるコストや労力の軽減を図るとともに、農産物の多収量化や品質向上に向けた栽培技術を確立し生産量及び収益性の向上を目指します。

（１）　生産コストの低減と労力の軽減

ビニールハウスへの二重カーテン※17 やヒートポンプ※18 式暖房機などの省エネルギー設備の設置のほか、営農に必要な機械の共同利用を促進することにより、生産コストの低減を図ります。

また、省力化機械の導入やスマート農業※19 の導入などによる労力の軽減を図ります。

共同利用によるコンバインでの稲刈り作業

ビニールハウスの自動谷換気装置

※１７　二重カーテン　　ハウス内の温度上昇を促進するため、内側に設置するカーテン
※１８　ヒートポンプ　　少ない投入エネルギーで、空気中等から熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術
※１９　スマート農業　　農業の効率化や労働力確保のほか、収益向上や付加価値向上のために、栽培環境の自動制御や自律的な環境対応等の先進技術を駆使し、従来型の農業の限界を超えた新しい農業

（２）　収量の増加と品質向上

生産性の高い生産技術の確立とあわせ、収量の増加が見込める新品種への改植、スマート農業の導入などによる取組を推進し、農産物の収量の増加を図ります。

また、農産物の出荷率を向上させるため、品質向上に繋がる取組を推進します。

（３）　規格外の農産物の利活用

生産時や出荷時における規格外の農産物について、生産者をはじめ、ＪＡや直売所、県内の大学等と連携し、規格外農産物の利活用への取組を推進します。

（４）　安全・安心な農産物の供給

食品安全、環境保全及び農作業安全等の管理基準を定めたＧＡＰの取組を推進します。さらに、ＧＬＯＢＡＬ　Ｇ．Ａ．Ｐ※20やＪ―ＧＡＰ※21等に取り組む組織を育成しながら、安全安心な農産物の供給に向けた取組を推進します。

肉用牛定期巡回の様子

温州みかん樹園地（鈴田地区）

※２０　ＧＬＯＢＡＬ　G.A.P　農産物生産における安全管理を向上させ、円滑な農産物取引環境の構築を図るとともに、農産物事故の低減をもたらすことを目的に、欧州の流通小売の大手企業が独自で策定した食品安全規格を標準化したもの。

※２１　J-GAP　農場やＪＡ等の生産者団体が活用する農場・管理団体の基準であり、認証制度。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の１つ。

基本施策１－２　農産物のブランド化と販路拡大

農産物や農産物加工品のブランド化を推進するとともに、販路拡大に取り組みます。

（１）特色ある「大村産」農産物のブランド化

大村発祥の「黒田五寸人参」をはじめ、温州みかんの「はなまる物語※22」及び「味ホープ※23」、いちごの「ゆめのか」、肉用牛の「長崎和牛」のほか、トマトやきゅうりなどの大村産農産物が市内外の消費者から認知されるため、生産者や生産者団体、関係機関と連携し、様々な販売促進イベントや商談会への出展を通じてブランド化を図ります。

あわせて、加工品に対する大村産農産物の利用促進を図りながら、「大村産」の価値を高める取組を推進します。

（２）農産物の流通機能体制の強化

有利な価格形成を図るために必要となる、計画的な集出荷体制を充実させるとともに、長崎県の中心に位置する本市の立地や、交通網の利点を活かし、ＪＡや大村市総合卸売市場等と連携した流通機能体制の強化を図ります。

大村市発祥の黒田五寸人参

第１１回全国和牛能力共進会・第７区肉牛群において、特別賞（交雑脂肪の形状賞）を受賞した大村産長崎和牛

※22、23　「はなまる物語」「味ホープ」　長崎県央農協が推奨する地域ブランドで、「はなまる物語」は糖度が１３度以上、「味ホープ」は糖度が１２度以上の温州みかん。

（３）新たな販路の拡大

県内外に大村産農産物の認知度を高め、新たな販路を確保するために、アンテナショップの活用や SNS※24 を利用した情報の発信のほか、都市部の飲食店などへの PR を実施します。

あわせて、地元販売店や飲食店などに対し、大村産農産物の販売や消費を促す取組などを通じて、地産地消を推進します。

また、近年の海外における和食人気の高まり等を踏まえ、欧州やアジア諸国等に対する農産物の輸出に向け、県やＪＡ等と連携し販路開拓を推進します。

（４）直売所の充実

新鮮で安心・安全な農産物や、地元食材を使用した加工品の販売など、農産物直売所が持つ特性を活かし、それぞれの地域の実情を踏まえながら、直売所の充実を図ります。

（５）学校給食等への取組

小・中学校や保育施設等における給食の食材への大村産農産物の利用拡大に努めます。あわせて、病院や福祉施設などの食材についても、同様に取り組みます。

オール大村産給食
（人参ごはん、大村野菜のみそ汁、ふくさ卵、みかん　）

※２４　「SNS」　ソーシャルネットワークサービスの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことをいう。代表的なサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等がある。

基本施策１－３　６次産業化の推進

農業者が自ら生産（１次）、加工（２次）、販売（３次）までを一体的に取り組むことや加工業者、販売業者と連携して取り組む６次産業化を推進します。

（１）６次産業化への取組支援

６次産業化に意欲のある農業者に対し、国や県等が実施する説明会や研修会等を通じて、６次産業化に取り組むメリットやリスク等を理解してもらうとともに、農産加工施設の整備等の取組を推進します。

また、大村産農産物を活用した加工品開発への取組を行う市内の事業者に対し、関係機関と連携を図りながら推進します。

（２）農商工連携の推進

農業者と商工業者との交流の場を創出するとともに、双方の強みを活かした新製品の開発・生産、販売方式やシステムの開発等、関係機関と一体となって取り組みます。

おおむらじげたまグランプリ会場の様子

産業支援拠点「大村市産業支援センター」

基本施策１－４　農業体験等による農産物のＰＲ

大村の魅力的な食や農業等にふれることのできる農家民泊等のグリーン・ツーリズムを推進しながら、農業イベント等による大村産農産物のＰＲに努めます。

（１）農業体験施設の充実

広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ等を通じて「フルーツの里ふくしげ」をはじめとした観光農園の情報を積極的に情報発信することにより、市外からの観光客に農業と触れ合う機会を広めながら、大村産農産物のＰＲに努めます。

また、播種から収穫までの一連の農作業等を体験できる農園の開設を促進します。

（２）グリーン・ツーリズムの推進

自然や文化、人々との交流を農業体験や農家民泊、農家レストラン等を通じた大村ならではのグリーン・ツーリズムを推進するため、大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と連携を図ります。

また、グリーン・ツーリズムの国際化に対応するため、Wi-Fi 環境の充実や多国語に対応する看板の設置等、必要に応じた環境整備を図ります。

（３）農業イベント等による交流

農業イベントなどによる交流を通じて、地元農産物のＰＲを行い、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係を構築し、地産地消を推進します。

観光農園で行われるぶどう狩りの様子（福重地区）

ふれあい市民農園（松原地区）

基本目標２
農業者の育成

基本施策２－１　新規就農者の確保

個人・団体を問わず、新たに農業を始めたい人材を発掘し、継続的な支援を実施します。

（１）就農希望者の発掘

本市における農業の現状や魅力等の情報を広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ等を活用するとともに、首都圏や大都市で開催される新農業人フェア等を通じて、情報を発信します。

あわせて、農学部がある大学や県内の農業高等高校等に対し、就農に関する説明会を実施します。

また、市内の保育施設をはじめ小・中学校、高等学校等の児童・生徒に対する農業生産者との交流を通じた農業体験学習を推進するなど、農業への意識を醸成し、就農希望者の発掘につなげます。

新農業人フェアの会場風景

新農業人フェアでの相談・説明の様子

（２）新規就農者の継続的な育成

新規就農希望者に対し、県や県立農業大学校などと連携し、国及び県の支援策を活用しながら、農地のあっせんや経済的支援を一定期間実施します。

あわせて、農業生産法人や県の新規就農者受入団体登録制度を活用した先導的農業者などによる技術的な支援のほか、就農時に必要な施設・機械等について、補助事業や融資制度などにより、初期投資に係る負担の軽減を図ります。

また、就農から一定期間経過した就農者についても、県やＪＡなどの関係機関と連携し、農業者として自立できるよう継続的に支援します。

（３）女性農業者の育成

地域農業の活性化において重要な役割を果たす女性農業者を育成し、人材の確保を図ります。

また、農業の担い手※25としての位置づけを明確にしながら、女性農業者の活躍を推進します。

（４）企業や法人等による人材の確保

県や関係機関と連携し、農業の担い手となる企業や法人等の農業参入を推進するとともに、雇用就農者の育成に取り組む企業や法人等を支援しながら人材の確保を図ります。あわせて、農業と福祉を結びつけるなど、農福連携を推進します。

収穫作業を行う女性農業者(三浦地区)

※２５　農業の担い手　　認定農業者や集落営農組織、農業法人などの農業経営体

基本施策２－２　認定農業者の育成

農業の担い手の確保を図るため、認定農業者等の意欲ある農業者を積極的に支援し、経営感覚に優れた人材を育成します。

（１）認定農業者の育成

補助事業への優先取組や融資制度の優遇措置等、制度の周知を行うことにより、認定農業者を育成します。

（２）支援体制の充実

農業経営に関する相談会や異業種との交流会、認定農業者同士の意見交換会等を実施します。

また、規模拡大や経営改善を図る認定農業者を重点的に支援するとともに、スマート農業などの先駆的な取組を行う認定農業者に対する支援体制の充実を図ります。

認定農業者との意見交換会

基本施策２－３　集落営農の推進

組織的な農業の推進と組織の中心となるリーダーの育成を図りながら、集落営農を推進します。

（１）組織的な農業の推進

高齢化や兼業、小規模農家等に対する労働力の軽減や農業機械導入の際の負担軽減を図るため、ＪＡや生産部会等と連携し農作業受託組織の強化を図ります。

また、農作業受託組織や既存の農作物生産部会を集落営農組織へと発展させるため、県をはじめＪＡ等の関係機関と協議し、設立や運営に関する研修会・先進地視察等を通じて、話し合いによる合意形成を図りながら地域の実情に沿った取組を推進します。

（２）法人化の推進

特定農業団体※26や農業者の法人化に対する取組として、農業経営に関する研修会や情報提供を行うとともに、税理士や中小企業診断士等の専門家による助言や経営診断を県と一体となって取り組むとともに、農業法人経営コンサルタントなどの専門員を派遣し、集落営農組織の法人化を推進します。

また、集落営農組織の法人化を図るうえで、組織の中心となるリーダーの存在は必要かつ重要となってくることから、次世代のリーダーを育成します

農事組合法人あらせ　設立総会(H28 年３月設立)

※２６　特定農業団体　　法人格を持たない集落営農組織のうち、営農の一括管理・運営・機械等の共同購入・共同利用等の実体を有する　ものについて、農業経営基盤強化促進法上の「担い手」として位置付けられた団体

基本目標３
農地の保全と有効活用

基本施策３－１　農業生産基盤の保全及び強化

平坦地における農地や中山間地域がもつ農地の多面的機能を保全するとともに、農地や農道等を整備し農業生産基盤を強化します。

（１）補助制度の有効活用

国や県の補助制度を有効に活用し、老朽化している農道、ため池、用水路等については、計画的な改修を行い、適切な保全と維持管理に努めるともに、耕作放棄地発生防止のため、地域と一体となり農地の保全を図ります。

（２）平坦地における農地の保全

宅地化が進行している平坦地の農地については、水稲や野菜等の生産に適した優良な農地が多いことから、可能な限り農地の保全を図ります。

また、農産物の供給や災害時の防災空間、良好な景観の形成など平坦地の農地がもつ多様な機能について、農業イベントや様々な機会を通じて、農地の保全に対する理解を図ります。

（３）土地基盤整備の推進

中山間地域や傾斜地等における生産効率を向上させ、収益性の高い営農類型に対応可能な生産基盤を確立するため、地形条件に応じた弾力的な土地基盤整備を推進します。

ひまわりによる景観創出

基本施策３－２　農地の利用集積

農地の利用集積を推進しながら、耕作放棄地の解消と利活用を図ります。

（１）農地の利用集積

農業振興地域内の農地については、離農や規模縮小を検討している農業者から意欲ある農業者への農地の利用集積を図り、耕作放棄地の発生防止とあわせ、関連支援策を一体的に実施します。

農業振興地域以外の農地については、農業委員会による離農や規模縮小等の、意向確認調査の結果を踏まえながら、農地の利用集積が円滑に進むよう、遊休農地や耕作放棄地の有効活用に努めます。

（２）耕作放棄地の発生防止と利活用の推進

耕作放棄地の所有者に対して、農業委員会と連携し、耕作放棄地の発生防止と農地の利活用を図るよう、指導及び改善の強化を図ります。

あわせて、中山間地域や傾斜地等の耕作条件が不利な地域については、国や県の補助事業などの関連支援策を一体的に実施します。

また、すでに山林化し、農業での再生利用が不可能な耕作放棄地については、農地法に基づき非農地化し、森林環境税の活用等により保全します。

ＪＡ青年部による耕作放棄地の草刈り作業

基本施策３－３　有害鳥獣対策の推進

農産物や農地等への被害を抑制するため、地域全体で有害鳥獣対策での取組を推進します。

（１）被害防止対策の強化

イノシシやアライグマ、アナグマ等の有害鳥獣から農産物を「防護」するため、ワイヤーメッシュや電気牧柵等の防護柵を効果的に設置できるよう支援します。あわせて、大村市猟友会と連携し、箱わなや猟銃による捕獲対策を強化します。

さらに、有害鳥獣の情報収集に向け、防犯カメラやセンサーの設置等のＩＣＴ技術を活用し、さらなる対策の強化を図ります。

また、農業者に対する捕獲研修会や勉強会等を通じて、防護柵設置後の適正管理や農産物の残さの処分を徹底し、効果的な有害鳥獣対策を実施します。

箱ワナに捕獲されたイノシシ

防護柵（ワイヤーメッシュ）の設置作業風景

（２）捕獲隊の結成等による対策の強化

地域の実情に応じた有害鳥獣の「捕獲隊」の結成や捕獲対策に取り組む人材の育成を推進しながら、有害鳥獣対策を強化します。

あわせて、有害鳥獣の棲み処を防止するため、関係機関と連携しながら農地や河川等の草刈りを行う等、有害鳥獣との「棲み分け」を推進します。

また、市民に対するイノシシやアライグマ、アナグマ等の知識について、広報誌や市ホームページ等を通じて理解を深めます。

新規捕獲隊の結成に向けた地元説明

農地周辺の草刈り作業の様子

第４章　推進体制と数値目標

本計画の推進にあたっては、農業者、農業団体、市民及び食品関連業者等と連携し、施策を効率的・効果的に推進します。

また、基本施策毎に数値目標を設定し、毎年度各種施策の実施状況について、市のホームページ等を活用し公表します。

１　関係者の役割

市

市は、農業者及び農業に関する団体・市民・食品関連事業者と連携しながら、計画的かつ効果的に実施するとともに、その結果や効果を定期的に検証し、施策の改善を図ります。

また、市は、農業者・農業に関する団体・市民・食品関連事業者を結びつけるコーディネーターの役割を果たします。

農業者及び農業に関する団体

農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の生産者であって、農村における地域づくりの主役であることを認識し、主体的に行動します。

また、安全で安心な農産物を安定的に生産するとともに、自らが生産する農産物について積極的な情報発信を行い、消費者ニーズや事業所の新しい技術等の情報を積極的に入手して、自らの農業経営に活かします。

市民及び食品関連事業者

市民・食品関連事業者は、農業・農村に関する問題が市民生活に密接に関係していることを踏まえ、農業・農村に対して、常に関心を持ち、正しく情報を理解し、消費者ニーズを的確に農業者、農業に関する団体に伝えます。

食品関連事業者は、市民に対し、安全で安心な食料の供給が図られるよう努め、市民は地元で生産される農産物を積極的に消費することにより、農業者の生産意欲を高めます。

また、市民共有の貴重な財産である本市の農業農村を支える取り組み等、それぞれの立場で参加します。

２　数値目標

基本目標		基本施策	指　　標	基準 （平成 27 年度）	目標 （平成 34 年度）
１	農業所得の向上	１ 生産量及び収益性の向上	認定農業者の平均農業所得	441 万円	520 万円
		２ 農産物のブランド化と販路拡大	新たにブランド化した農産物の品数（平成３０年度から３４年度までの延べ品数）	－	３品
		３ ６次産業化の推進	新規参入件数（平成３０年度から３４年度までの延べ件数）	－	３件
		４ 農業体験等による農産物のＰＲ	農業イベントの参加者数	２万５千人	３万人
２	農業者の育成	１ 新規就農者の確保	新規就農者数（平成３０年度から３４年度までの延べ人数）	－	35 人
		２ 認定農業者の育成	認定農業者数	２６１人	２８０人
		３ 集落営農の推進	集落営農組織数	３組織	４組織
３	農地の保全と有効活用	１ 農業生産基盤の保全及び強化	経営耕地面積	９６９ha	９４０ha
		２ 農地の利用集積	農地利用集積面積（農地中間管理事業活用面積）（延べ面積）	２０ha	１６０ha
		３ 有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農業被害額	13,859 千円	10,000 千円

大村市農業基本計画（平成３０年度～平成３４年度）

大 村 市 産 業 振 興 部 農 林 水 産 振 興 課
〒856-8686　長崎県大村市玖島１丁目25番地
〔TEL〕0957-53-4111　〔FAX〕0957—54-9567
〔大村市ホームページ〕http://www.city.omura.nagasaki.jp/